

亀山市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第12号

亀山市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成17年亀山市規則第117号）の一部を次のように改正する。

別表第4常時介護を要する状態の部1の項中「105, 290円」を「165, 150円」に、同部2の項中「57, 190円」を「70, 790円」に改め、同表随時介護を要する状態の部1の項中「52, 650円」を「82, 580円」に、同部2の項中「28, 600円」を「35, 400円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第4の規定は、平成31年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。